○農林水産省告示第九百五十号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第九百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき、大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十九年大西洋くろまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、三百四十七・一六トンとする。

平成二十九年六月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経三十五度の点から北緯十度の点に至る直線、北緯十度の線に至る西経三十五度の点から北緯十度西経三十度の点に至る直線、北緯五度の線から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経二十五度の線とから成る線及び赤道以南の西経二十五度の線と大西洋の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろ（以下「大西洋くろまぐろ」という。）の漁獲量の限度の合計の上限は、三百四十七・一六トンとする。

二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千九百十・八トンとする。

○国土交通省告示第六百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」・福岡県大川市大字津字長櫃地内から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県大川市大字津字長櫃、大字小保字下七田、字井ノ樋口、字外新開及び字龍代、大字九網字外田及び字中野並びに大字大野島字孫市開、字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字公儀堀東、字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内

２　使用の部分　福岡県大川市大字小保字龍代、大字九網字中野並びに大字大野島字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分及び字直吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下及び字上下分屋敷田天神前並びに川副町大字早津江字二本松地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県大川市大字三丸字柳堀地内の既に一部供用済みの一般国道208号（大川バイパス）の大川東インターチェンジとの接続部から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下地内の諸富インターチェンジ（仮称）までの延長5.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」）（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道208号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、大牟田市、大川市等を経由して佐賀市に至る延長約113kmの主要幹線道路であり、本体事業は、大牟田市と鹿島市を結ぶ延長約55kmの自動車専用道路として計画された有明海沿岸道路の一区間である。

本路線が通過する大川市及び佐賀市（以下「本件地域」という。）のうち、大川市は木材家具等の産地として有名な地域であるほか、佐賀市は農業の盛んな地域であるため、本路線は県内外の物流交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、本件地域の既成市街地を通過しており、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大川市榎津地内で18,704台／日、佐賀市諸富町山領地内で15,110台／日であり、混雑度はそれぞれ1.60、1.67となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成10年11月に、また、福岡県知事及び佐賀県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成20年２月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成29年２月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、仮囲いの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物として本件地域を含む地域が「カササギ生息地」として指定されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているエツ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ等、準絶滅危惧として掲載されているハマシギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以